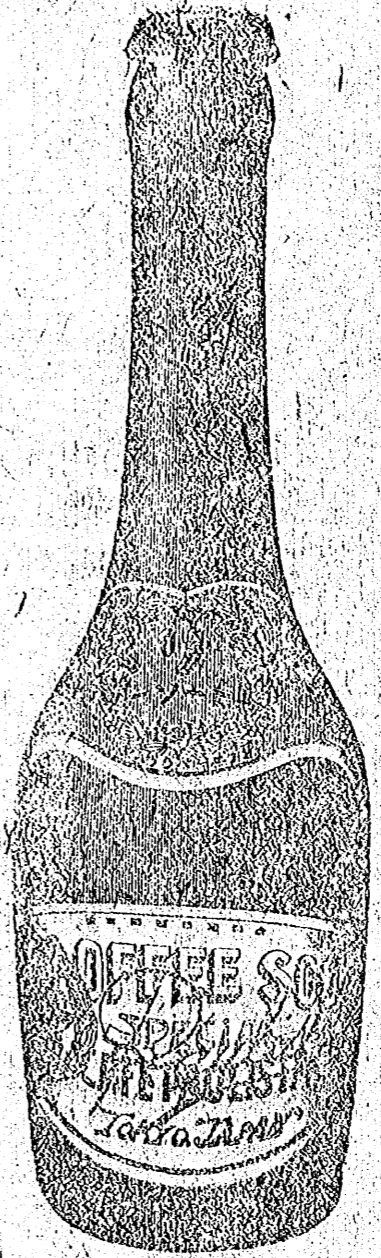


Title	労働運動を圧迫する法制
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.12 (1919. 12) ,p.1537(1)- 1554(18)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

△到る處の和洋酒食料品店にあり



PILSENER BEER

一度味へば
四季を通じて離れない

- 酔過のあとや酔醒に此の上もなし
- 常住食後に飲用すれば消化を助く
- 冬季と雖温むれば風味また頗る妙

ブラジルコーヒー
 コーヒーシロップ
 クイックコーヒー
 コーヒーソーダ
 リネル平野水

元 賣 發
 南米ラブリル州政府專囑
 株式會社カフエパーウリス
 東京市橋本區南馬場二丁目五
 電話一五三三

三田學會雜誌 第十三卷 第十二號

論 說

勞働運動を壓迫する法制

堀江 歸

英國が十九世紀の初葉結社禁止法を制定して、勞働者の團結を禁止し、彼等の團體的運動に妨害を加へ、却て勞働運動の向ふ可き針路を誤まらしむるに至れる事情の一斑は曩に本誌に於て、論述したり。結社禁止法の廢棄せられたる後、英國に於ける勞働運動は職工組合組織の下に、次第に健全なる状態に進めりと雖も、尙ほ其間に於て、職工組合に對して、不利なる法制の存續するものあり、爲めに組合の發

達を沮害したるもの少なしとせざりき。其重なる法制として、吾輩は左記の三種を擧ぐるを得べし。

第一、組合所屬員の不法なる所業を遂行する爲めに、生じたる損害に對し、組合の資金を以て、被害者に賠償するの責任を負はしむるもの。

第二、立番其他同盟罷業の際に行はるゝ所業を取締るもの。

第三、徒黨に關する禁制を職工組合に適用するもの。

第一の個條が實際の問題と爲れるは、所謂タツフ、ヅエール事件の起れる時なりき。蓋し鐵道現業員聯合組合は千八百七十一年の職工組合法に於て登録せられたる職工組合なり。隨てタツフ、ヅエール鐵道會社に勤務する現業員が組合の許可を得て、同盟罷業を執行するや、會社は組合を被告人として損害賠償の訴訟を提起したり。而して此訴訟に於て、結局上院の法律委員は千九百一年七月組合に對して、二萬三千磅の賠償金を支拂うことを判決し、斯くて事の局を結びたるが。當時鐵道現業員組合は三十萬磅内外の基金を有したるを以て、上記の賠償金並に二萬七千磅の訴訟費用を負擔するに就て、敢て大なる困難を感せざりしと雖も、元來

此罷業の如き、僅に繼續期間二週間に過ぎざる短期のものなりしのみ。然も之に依る組合の負擔以上の如く爲るに於ては、今後組合所屬員の不法所業に對する損害賠償の責任を組合自ら負擔すること、從來の如く爲らんか、組合は破産を覺悟するに非ざれば、同盟罷業を敢行する能はざるの結果と爲る可く、然らば事實に於て、職工組合の武器とする罷業權を禁遏するものと異ならず、最も狡猾なる方法を以て、組合を苦しめんとしたるものは、即ち組合に對して罷業の損害賠償を負はしむるの一事に外ならざりき。茲に於てか職工組合の當事者並に組合の運動に同情を寄する者が之を以て組合の死活問題なりとし、千九百二年九月四日職工組合大會は(一)千八百七十一年の職工組合法に依て組合に與へられ、而して上院のタツフ、ヅエール判決に依て奪はれたる權利を確認し、(二)平和的立番並に追跡を合法的所業とし、(三)労働者が労働力を撤回するを以て、契約違反とせず、又組合が斯る撤回を許容し、組合の役員が職工組合主義の目的を達するに必要なを認めて、斯る撤回を勧告するを以て、合法の所業とし、(四)徒黨に關する法律を明確にし、一人の爲して合法なる所業は多人數の結社に依て行はれたる場合に於ても、亦合法なるものと

し、(五)以上の諸原則に徴して、職工組合並に工業争議に關する法律を統一する新立法を要求すると共に、職工組合大會に附屬する對議院委員會は上下兩院の議員に書面を送りて、自己の希望を開陳したり。此内に於て、職工組合と僱者との地位を對照したる點並に職工組合の不平として懷抱する諸種の事實、之に應ず可き立法上の改正は最も興味あり、又他日の運動に關係するもの少なからざりしを以て、左に其要領を抜抄せんとす。

法律上に於ける職工組合の地位

法律上に於ける僱者の地位

一、職工組合員が争議繼續中組合と衝突しつゝある事業主の仕事に従はしめざる目的を以て、平靜に他人に追跡するを違法とす。 一、僱者は同盟罷業又は同盟解僱の間と雖も、労働者を勧誘して、仕事に就かしめ、仕事を廣告し、又勧誘員を派遣するを得。

二、職工組合が不良なる工場に於て組合員の労働するを防ぎ、又は等の事業主が他の労働主と労働することを防ぐ 二、僱者は黒表を發表し、又労働者の行狀に關する記録を公にし、以て労働者が他の事業主の下に於て労働せんとす

爲めに、斯る事業主の名簿を公表することを妨害するを得。を違法とす。 ることを妨害するを得。

三、職工組合員が労働者をして組合に入せしむる目的を以て、同盟罷業を行ふて違法とす。 三、僱者は常に労働者が單に職工組合員たるの故を以て彼等を解職するを憚らず。

法律上に於ける僱者と職工組合員との地位に相違の存すること、斯の如く爲るに於ては、職工組合員が當時の法制に對して、平然たるを得ざるは至當とす可く、彼等は(一)平和的立番を違法とし、(二)一人の合法的に爲するを得る所業を多人數が聯合して爲す場合に、之を徒黨として所罰し、(三)以上二點の結果として、職工組合の財産の危険なる地位に居るの諸點を愁訴し、隨て(一)法律上僱者並に労働者を同等の地位に立たしめ、(二)争議繼續中立番に對して相當の便宜を與へ、且つ如何なる便宜を與ふるやを法律に於て明確にし、(三)一人の爲して合法なる行爲は多人數に於て爲して、可なることを法律上に承認するの諸點を要請したり。

以上の趣意に基き、千九百五年下院には上院の判決を無効とするの目的を以て、

種々の法律案の提出せらるゝを見たり。其重なるものを掲ぐれば、左の如し。

一、シヤックルトン案(工業争議に於ける平和的行動を合法とするもの)人が工業争議の繼續中、自己の爲めになると、職工組合の爲めにとを問はず、(二)平穩に情報を得るの目的を以て、(三)平穩に他人を追跡して或る仕事に就かしめ、又は就かしめざるの目的を以て、他人の住所、仕事場の附近を彷徨するは合法的所業なりとす。

工業争議を豫想し、又争議を繼續せしむる目的を以て、二人以上の者が約定を結び、又は結社を爲すも、一人にて爲したる場合に、訴訟を提起せられざる以上は、同じく訴訟を提起せらるゝものに非ず。

二、サー、チャールズ、ヂェルク案(工業争議に於ける平和的行動を合法とし、且つ職工組合の責任に關する法律を變更するもの)

或る行動が工業争議を豫想し、又之を繼續せしむる目的を以て、爲さるゝも、之を爲したる者は此行動に依て、他人の業務を行ふ權利を妨害し、又他人の間に存する契約上の關係を侵害する理由の下に、訴訟を提起せらるゝものに非ず。

二人以上の人が工業争議に與る目的を以て、約定を結び、又結社を爲すも一人の爲したる場合に、訴訟を提起せられざる以上は、同じく訴訟を提起せらるゝものに非ず。

職工組合員が組合を代表して爲したる行爲にして、工業争議に與るものあるも、何等の訴訟は組合に對し、又組合員に對して、提出せられず。人が住居し、營業し、勞働する家屋又は場所の附近に接近し、他人を勧誘して、其人の爲す可き權利を有することを爲さざらしめ、又爲さざらんとすることを爲さしむるも、徒黨並に財産保護法第七條に於ける監視追跡を認めず。

此外にバウルトン案あり、ホキツテカー案あり、(是等諸案の内容に就ては、Appendix to the Minutes of Evidence of Royal Commission on Trade Disputes and Trade Combinations, cd. 2826 を参照す可し)結局千九百六年十二月に至り、工業争議法成立し、職工組合に對して、損害賠償の義務の存せざること、確認せられたり。固より參考人として喚問せられたる人士中、資本家を代表する者は損害賠償の義務を組合より免除するを不可なりとしたるの事實を蔽ふ能はず。例へばモンモスシャー並に南ウエールズ炭

坑主組合の法律顧問ケンスホール氏の如き、假にヂキルク案が法律と爲れる場合に之に對して如何なる意見を懷抱するや」と云へる質問に對し、若しも此法律案にして成立せんか、傭者の利害は大に傷けられ、殆ど職工組合聯合會に左右せらるゝに至る可し。蓋し傭者と労働者との間に現存する協定に於ては、如何なる契約も一ヶ月以前に豫告を與ふるに非ざれば、廢棄するを得ざるの常にして、新法律實施の後に、兩者の間に爭議起らんか、職工組合は豫告を與へずして、労働者を召還するを得べく、而して組合の基金は何等の責任を負はず」と云へるが如き、(Minutes of Evidence. 1736-39) 多年傭者が如何なる法制を楯として、労働運動を壓迫し來れるやを示すものとす可きなり。

二

英語のピッケツチング(Picketing)を立番と譯するは妥當なるや否や、之を知らず。余は曩に歩哨と譯したることもありき。元來ピッケツチングなる語は法律上の用語に非ず、法律に掲げられたる或る所業を概稱する爲めに、用ひらるゝものなり。蓋し千八百二十四年結社法の廢止せらるゝや、當時の立法者は從來結社法の下に、

處罰するを得たる或る種の行爲を習慣法に委するを喜ばず、別に法律を制定するを必要なりとしたり。斯くて制定せられたるは千八百二十五年の法律にして、或る種の行爲を指定して、其略式裁判に依て、處罰せらるゝことを明にし、殊に騷擾(Molestation)と障害(Obstruction)との二行爲を以て犯罪なりとしたり。其後千八百五十九年の修正法に據り、結社が法律に依て、許可せられたる場合には、何人も靜穩に、道理ある方法を以て、威嚇を加へずして、他人を追跡するを以て、千八百二十五年の法律に於ける騷擾若しくは障害に當らず、隨て徒黨として告訴せらる可からざることを明にし、更に千八百七十一年の刑法改正法は千八百二十五年並に同五十九年の法律を廢止し、其第一條に於て、本條に定義したるが如き方法の下に、他人を脅迫する目的を以て、人に騷擾障害を加ふるを有害なりとし、而して其方法として、人が他人の住居する家屋、業務を行ふ場所若しくは住居し、執務せんとする家屋場所等を監視し、包圍し、又は其家屋場所等に近づくことなりとしたり。

次いで制定せられたるは、千八百七十五年の徒黨並に財産保護法にして、千八百七十一年の法律を廢止し、之に代ふるに、同法第七條に於て、左の如き規定を以てし

たり。

他人が或る行爲を爲し、又は之を爲さざる法律上の権利を有するに拘はらず、斯る行爲を爲さしめ、又は爲さざらしむるの目的を以て、(一)他人又は其妻子に暴行脅迫を加へ、其財産を毀損し、(二)常に他人の所在を追跡し、(三)他人の道具、衣服、其他の財産を隠匿し、又は其使用を妨げ、(四)他人の住居し、業務労働を行ふ場所又は其附近を監視包圍し、(五)道路に於て、二人以上群集して、他人を追跡する者には、第四條の所罰二十磅以上の罰金若しくは三個月以内の禁錮を加ふ。

即ち本條に於て、他人の住居する家屋又は營業する場所を監視包圍することを以て、有罪としたり。然も前項の規定に次いで、單に通信を交換する目的を以て、右の場所に赴き、又は近づくを以て、監視包圍と認めずとしたりは、聊か運動を自由にするの餘地を設けたりとす可し。而して同法案の議事中、議會に於て、平穩に追跡するの一句を加へ、之を通信の交換と同一に取扱ふるの議出でたるが、政府は之を以て右の規定中に包含せらるゝものとしたり。然も千八百七十六年實際に發生したる事件に對する判決例に於ては、平穩の追跡を以て、監視包圍と同様に處罰す

るに至れり。以て労働運動に對する壓迫の立法上に、司法上に容易に解除せらるゝを得ざるの體左とするを得べきなり。

始め徒黨並に財産保護法の制定せらるゝや、労働者は同法の規定に對して、満足の意を表したり。現に當時機械工組合の書記長にして、労働者中第一の知識を以て目せられたる彼のジョン・パーネット氏の如き、保護法の効果を認め、千八百七十五年の法律は労働者が多年強請したるものゝ總てを讓與したり。此法律の實施以來判事の解釋に關して、苦情の生ずるものなきと共に、判事に提出せらるゝ事件も亦少なきに至れりと云へり。又之れを實際に徴するに、千八百七十六年マンチエスター市に於て、ブラムウエル判事の下したる判決理由書中、ピツケツチングにして、人民を威嚇するの程度に行はれざる以上は、何等の害惡と爲るものに非ず、唯人が自己の利益の爲めに、適當と信する仕事を爲すことを暴行に依て、妨害せざるを要するのみとの一節公にせらるゝや、職工組合會議の對議會委員會は、是れ從來労働者の要求したる所のものゝ總てなり。蓋し彼等は免許を受けたる暴行を要求したるに非ず、又之を希望したるに非ざればなりと云ひ、大に満足の意を表明し

たり。

然るに其後司法官の中には、上記と別個の解釋を下して、爲めに労働運動の發展を害するの趣あり、斯くて千八百九十年職工組合會議の開かるゝや、其決議案として、此會議に列席したる職工組合員は暴行の伴はざるピツケツチングの千八百七十五年の法律の下に行はる可きことを信するが故に、對議院委員會をして法律の解釋を一層明瞭ならしむることに力を致す可し」と提出せられたるものに對し、總てピツケツチングを違法とする規定を廢止す可し」とする修正決議を可決し、更にヘンリー・クロムプトン氏は刑法修正法改正に關する特別報告書に於て、ピツケツチングに就て、左の如き所説を公にしたり。

ピツケツチングに就ては、誤解の行はるゝもの大なり。其起るは労働爭議に際し、僱者が新に労働者を雇入れんとする一方に、罷業中の労働者が之を沮止せんとする場合なり。罷業中の労働者は他を誘引して、自己と行動を共にせしむるに就て、最善の努力を爲す可く、而して僱者は全國に就て労働者を搜索し、同盟罷業の行はれつゝあるや否やを知らざる地方より、労働者を誘引し來る可し。此

場合に罷業中の労働者にして、斯る地方新來の労働者が不利なる條件を以て、労働に就くことを好まず、是等の労働者に向つて、現に續行中の爭議に就て説明し、同盟罷業を打破せざることを求めたる場合に、法律はピツケツチングとして之を處罰せんとす。然れども斯る所業は實に正當なるのみならず、之を違法として、秘密裡に行はれしむるよりも、寧ろ之を合法として、公然行はしむるを可なりとす。蓋し秘密に行はれんか、種々不良なる習慣の隨伴するを免かれざればなり。固よりピツケツチングは同盟解僱が労働者を脅嚇するが如く、僱者を脅嚇する爲めに行はるゝものなり。然もピツケツチングには此以外に他の用法あり、又效果あることを知らざる可からず。即ちピツケツチングあるが故に、罷業中の労働者は僱者が他に労働者を求めつゝあるや否や、將た又同盟罷業が成功する望あるや否やを知るを得ると共に、一方に爭議惠與金に對する詐欺的要求を絶つを得べし。此外にピツケツチングの下に、人の行動が公衆に示さるゝ一事は、其行動に著しき勢力を及ぼすものあり。罷業中の労働者が職業に於ける一般的利害に反する舉動に出づる者に對して、百方憎惡の態度を取る可きは、恰も非

愛國的國民が國民的義務の觀念の高潮に達したる國民に依て、非難せらるゝと異ならず、斯る憎悪は自ら罷業者間の團結を鞏固ならしむるの道理なり。ピツケツチングが労働者に依て、正當視せらるゝは、是等の理由に據るものなり。唯脅嚇や妨害は之を非難す可く、又如何なる労働者と雖も、刑法を以て、斯る所業を罰す可からずと論じたるものあるを知らざるなり。

故に千九百六年の工業爭議法に依て、所謂平和的立番の認めらるゝに先だち、以上の規定を緩和して、労働運動を有利なる状態に展開せんとする計畫は常に行はれ屢々議會に提案せられたるに拘はらず、容易に其實現を見るに至らざりしは、要するにピツケツチングに對する反感の存するものあるの故を以てなり。蓋し從來の同盟罷業に於て、暴行の起るや、直接に又間接にピツケツチングに端を發するもの多く、而して世人の多數も亦ピツケツチングの弊害は不合法なる脅迫を他人に加ふるに存するものとしたればなり。

三

英國に於ては多年職工組合を目するに徒黨を以てし、結社法の廢止せられたる

後に至りても、尙ほ依然として職工組合を中心とする労働運動に壓迫を加ふることの甚だしきものありき。然らば徒黨なるものに就ては、如何なる解釋を下す可きか。此點に就ては、千八百七十年代に於て解釋の一變したるものあることを認めざる可からず。即ち千八百七十一年以前に於ては、裁判所は徒黨に關する法律を適用するに當り、一人に依て爲されたる場合に、刑法又は民法に依て禁止せらるゝが如き行爲を含まざる同盟罷業事件をも尙ほ刑事上の結社として、處斷せんとし、労働者は此點に就て常に熱烈なる反對を表したり。而して議會も亦労働者の所望を容れ、千八百七十一年刑法修正法を制定したれども、其實際の効果豫期の如く爲る能はず。斯くて千八百七十五年政府自ら職工組合に對して、徒黨に關する法律が如何に適用せらる可きやの關係を明にするの必要を認め、徒黨並に財産保護法を制定し、其第三條に於て「備者と労働者との間に工業爭議を計畫し、又は之を繼續する目的を以て、或る行爲を爲すに就て、二人以上の人が合意を爲し、又結社を設くるも、斯る行爲にして、一人の爲したる場合に、犯罪として、處罰せられざるものなる以上は、徒黨として所罰せられざることを規定したり。右法案が上院委員會

の審査に上れる際時の大法官ケャンス伯は立法の精神を説明して、左の如き意見を公表したり。

此法案は現行法律に改正を加ふるものなりと雖も、他の諸法律と協調するものなることを知らざる可からず。即ち法案の期する所は工業争議に關する行爲にして、何が有罪にして、何が有罪ならざるやを明にするものなり。而して一人に依て爲されたる行爲にして有罪と爲らざるものは、多人數に依て爲されたる場合に、亦有罪と爲らざることは、本法案の明に規定する所なりと雖も、他人が爲す可き、又爲さざる可き法律上の権利を有する場合に、其人、妻子、財産に暴行脅迫を加へて、爲す可きこと、又は爲さざる可きことを強要するものを有罪とし、罰金を加へて、禁錮刑を課せんとす。現行法に於ては、一人が契約を破棄して、有罪と爲らざる場合にも、多人數が同時に契約を破棄するときは、習慣法は之を徒黨とす可し。然も本法案は之を徒黨とせざるなり。

一人が爲して犯罪と爲らざる所業は他の數十人、數百人又は數千人が同時に爲して犯罪と爲らざる主義は英國の徒黨並に財産保護法に於て、始めて承認せられたるが故に、同盟罷業が或る範圍に於て、合法的行爲と爲り、斯くて労働運動を自由にしたる事實の伴へるや、論を俟たざるなり。

故に之を全體に就て云はんか、英國に於ては労働に關して、無法律の時代存続し、之に次いで労働者の賃銀を制限するの法律行はれ、進んで賃銀の上進を目的とする一切の結社を禁制し、處罰するの方針に出で、更に賃銀の上進の目的を有する團結を習慣法に於て處罰す可き徒黨なりとし、永く徒黨に關する見解を以て、結社を律し、以て職工組合の發達を妨害したるは、争う可からざる事實なりとす。當時の法制が斯く職工組合に不利を極めたるは、何故なりやと云へば、要するに團體的取引を最要なる手段とする職工組合を以て、個人の契約に於ける自由を拘束するものなりとするが故に外ならず。彼のコブデンが「何ものも職工組合と親和することに依て、得らるゝ能はず。彼等は残酷なる専制と獨占との原則に基くものなり」と云ひたるが如き、自ら自由主義者の意嚮を代表したるものと認む可く、此主義を奉ずる裁判官亦労働に關する事件に判決を下すに當り、契約當事者が最も適當なりと認めたる條件に於て、主人が労働力を購ひ、労働者が之を賣らんとする場合に、

其權利に有形的暴行のみならず、道徳的壓迫を加ふるを以て、不可なりとし、一方に職工組合員に依て、強烈なる反對を受くるに至れるものなりとす。

我商法の評價規定を論ず

三 邊 金 藏

財産目録に記載す可き財産目録調製ノ時ニ於ケル價格若くは價額とは如何なる價格を意味するやの問題に對して、余輩の嘗つて抱持せるところの見解は、曩きに本誌第十卷第一號(大正五年一月)に其大要を披歴せるが如くにして、其大體の思想傾向は今日に於ても未だ大に變動するところなきなり。然れども其後に於ける余輩の思索は、自ら當時の卑説を以て、足らざる所甚だ多きものたるを免れずと爲さざるを得ざるに至らしめたり。蓋し余輩當時の見解は、一向に會計學者の通説に跟随せるものにして、随つて商法の評價規定と會計學者の通説との間に、一見越ゆ可からざる溝渠の存するを見るや、忽ちに會計學者の此方に立ちて、彼方に立つ商法學者の所説に論難を加ふるの舉を敢てせるに止り、此兩者間に存する相違が果して如何許り大なるや、其越ゆ可からずと見ゆる溝渠は容易に之を填充して